

○木更津市入札参加資格要件における「かずさ4市内業者」設定試行要領

(令和8年3月25日決定)

(目的)

第1条 本要領は、木更津市（以下、「本市」という。）の制限付き一般競争入札の入札参加資格要件設定時において、本市と関わりの深い近隣3市での要件設定を試行することによって、地元の資金循環の促進及び地域の特性を理解した迅速な対応への期待ができることから、その設定に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「かずさ4市内業者」の考え方は、本店が木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市にある事業者とする。

(設定の基準)

第3条 資格要件において、「市内業者」及び「準市内業者」だけでは該当業者数が不足する場合、「かずさ4市内業者」での設定ができるものとする。なお、「かずさ4市内業者」とした所在区分は作成しないものとし、入札参加資格要件協議時に契約検査課と協議を行い、設定するものとする。

2 資格要件として「かずさ4市内業者」を設定する場合、木更津市制限付一般競争入札参加資格要件審査委員会に諮り当該資格要件の審査を受けるものとする。

3 資格要件として「かずさ4市内業者」を設定する場合においては、入札公告時に地域要件として追加する旨を記載するものとする。

(試行期間)

第4条 本要領の試行期間については、毎年度末に運用状況を踏まえて検討し、延長の可否を決定する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、「かずさ4市内業者」の資格要件設定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。